役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 あすか福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすか福祉会の理事・監事・評議員の費用弁償の額並び 支給方法、及び、理事・監事の報酬の額並びに支給方法について定めることを目的と する。

(報酬等の支給)

- 第2条 理事・監事には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。
 - (1) 常勤の理事 報酬、賞与及び退職手当
 - (2) 監事 報酬
 - 2 常勤の理事に対する退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、 辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

- 第3条 常勤の理事や監事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 賞与 別表2に定める額
 - (3) 退職手当 別表3に定める算式により算出される額

(報酬の額の日割計算)

- 第4条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 理事・監事・評議員が業務のため旅行したときは、別表4の区分により旅費を支給 する。

(支給の方法)

第6条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給の方法は職員の支給方法の例による。

- 附 則 1. この規程は、平成10年4月1日から施行する。
 - 2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 - 3. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
 - 4. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - 5. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - 6. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 - 7. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 8. この規程は、平成30年6月12日から施行する。
 - 9. この規程は、令和 1年7月 1日から施行する。

別表1

役職名	報酬の額					
理事長	月額 3,000,000円					
専務理事	月額 1,500,000円					
監事	日額 8,000円					

別表 2

役職名	賞与の額			
理事長	無し			
専務理事	無し			

別表3

役職名	退職手当の額					
理事長	報酬月額	×	在職年数	×	1.	5
専務理事	報酬月額	×	在職年数	×	1.	5

別表4

鉄道、船料金	日	当	宿泊費		
航空運賃、バス料金	甲 地	乙地	甲地	乙地	
実費	2,900円	2,600円	13,000円	11,500円	